

第3次犯罪被害者等基本計画の見直しに関する要望・意見に対する整理（A案件）

A：論点として取り上げるもの

B：担当府省庁において検討し、担当府省庁から計画案文の提出を求めるもの

C：検討の対象外とするもの

※本資料にあっては、基本的に、各省庁において個別に検討した検討結果を記載しているものである。

※「要望事項」は、御提出いただいた要望・意見の誤字、脱字等を修正した上で掲載しており、不正確な部分があると思われるものについてもそのまま掲載している。

第1 損害回復・経済的支援等への取組

要望番号	要望事項	整理案	関係府省庁	検討結果	関連する現 行施策
87	<p>【民間支援団体・当事者団体への支援】</p> <p>近年預保納付金の減少で、民間支援団体への助成金が著しく減額され、財政事情は極めて厳しい状況にあり、人件費の確保等運営上困難を抱えており、適切な支援の継続のためには財源が必要である。</p> <p>国及び地方公共団体において積極的に予算を獲得するなどして、民間支援団体及び当事者団体に財政的支援を行うことを検討していただきたい。</p> <p>もし被害者支援のための予算確保がなされているのであれば、その金額を開示してもらいたい。</p>	A (預保納付 金関係は C)	警察庁 財務省 金融庁 厚労省	<p>※預保納付金関係をCとした理由</p> <p>預保納付金は、振り込み詐欺等の被害金を原資とするものであり、減少していくことが望ましい。</p> <p>・御指摘のとおり、民間被害者支援団体において、安定的な財源を確保することは重要であると認識しており、引き続き、警察庁において、民間被害者支援団体に対する財政援助として措置している予算が適切に活用されるよう、都道府県警察を指導してまいりたい。</p> <p>なお、警察庁においては、民間被害者支援団体に対する財政援助として、令和2年度は約2億6,800万円を予算措置しており、犯罪被害者白書等で公表しているところである。</p> <p>【警察庁】</p> <p>・保護が必要なDV被害者等について、被害者等の状況等を踏まえ、民間シェルター等の適切な機関に一時保護の委託を行う場合には、一時保護に係る所要の経費を引き続き補助する。</p> <p>・一時保護解除後のDV被害女性等が、地域で自立し定着するための支援を行う「DV被害者等自立生活援助事業」を引き続き実施する。(事業を民間団体へ委託可能)</p> <p>・若年女性を対象に、婦人相談所等の公的機関と民間支援団体とが密接に連携し、夜間の見回り・声かけなどのアウトリーチ支援や居場所の確保、相談対応、自立支援等の支援を実施する「若年被害女性等支援モデル事業」を引き続き実施する。(事業の一部を民間団体へ委託可能)</p> <p>【厚労省】</p>	18 224 226
89	<p>【預保納付金の活用】</p> <p>犯罪被害者支援団体への助成対象に直接的支援活動に必要な費用を追加してほしい。</p>	A (預保納付 金関係は C)	警察庁 財務省 金融庁	<p>※預保納付金関係をCとした理由</p> <p>預保納付金は、振り込み詐欺等の被害金を原資とするものであり、減少していくことが望ましい。</p> <p>・警察庁において、民間被害者支援団体に対する財政援助として令和2年度は約2億6,800万円を予算措置しており、そのうち民間被害者支援団体に対する直接支援業務の委託に要する経費として約4,600万円(都道府県警察補助金)を措置するなど、直接支援業務に対する支援を行っている。</p> <p>引き続き、警察庁において、民間被害者支援団体に対する財政援助として措置している予算が適切に活用されるよう、都道府県警察を指導してまいりたい。</p> <p>【警察庁】</p>	18 224 226

第2 精神的・身体的被害の回復・防止の取組

要望番号	要望事項	整理案	関係府省庁	検討結果	関連する現 行施策
150	<p>【保健医療サービス及び福祉サービスの提供】 被害児童、少年等に対する精神的なケアを継続的に行える制度を整えるべきである。特に関係機関職員が、性虐待、性暴力被害のトラウマについての基本的な知識を幅広く持つように研修やスーパービジョンを受けられるようにすることが重要である。また、専門的に心理的なケアができる専門家の養成・研修も行う必要がある。</p>	A	警察庁 文科省 厚労省	<p>※裁判所関係をGとした理由 裁判所は行政機関ではないため、裁判所について基本計画に盛り込むことは困難。</p> <p>(犯罪被害者等に関する専門知識・技能を有する専門職の養成等) ・警察庁において、公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会及び一般社団法人日本臨床心理士会に働き掛け、犯罪被害者等に関する専門的な知識・技能を有する臨床心理士の養成及び研修の実施を促進する。</p> <p>・警察庁及び厚生労働省において連携し、公益社団法人日本社会福祉士会、公益社団法人日本精神保健福祉士協会及び公益社団法人日本看護協会に働き掛け、犯罪被害者等に関する専門的な知識・技能を有する社会福祉士、精神保健福祉士及び看護師の養成及び研修の実施を促進する。</p> <p>・警察庁、文部科学省、厚生労働省において連携し、一般社団法人日本公認心理師協会及び一般社団法人公認心理師の会に働き掛け、犯罪被害者等に関する専門的な知識・技能を有する公認心理師の養成及び研修の実施を促進する。 【警察庁】</p> <p>・公認心理師の項目については、厚労省にて回答することとなっている。 【文科省】</p> <p>・厚生労働省において、精神保健医療福祉業務に従事する医師、保健師、精神保健福祉士、公認心理師等を対象に、家庭内暴力等の児童思春期における様々な精神保健に関わる問題への対応に必要な知識を習得するための「思春期精神保健研修」や、犯罪被害者等の心のケアが必要な者への対応力を向上させるための「PTSD対策専門研修」の実施を支援する。 また、虐待を受けた子どもの保護及び自立の支援を専門的知識に基づき適切に行うことができるよう、児童心理司の増員等、児童相談所の体制を強化するとともに、児童相談所及び児童福祉施設等関係機関の職員、市町村職員及び保健機関等の職員の資質の向上等を図るための研修の充実を図る。 【厚労省】</p>	49 50 55 56 57

164	<p>【男性の性被害者に対する相談体制と医療等公的支援の充実】 ワンストップ支援センターでの相談は、制度上、男女関係なく相談を受理しているが、特に、男性被害者は、その特殊性から相談がしにくく、また、これの相談の受け皿が無い状況である。高校生以上については、男性相談員の方が話し易いとの要望もあるところから、男性被害者に対する理解とカウンセリング等の相談体制の充実（LGBTも含む）と医療支援（泌尿器科、肛門科等）の拡張等を基本計画の中で明記していただきたい。</p>	男女 (A)	内閣府 警察庁 厚労省	※第5次男女共同参画基本計画を踏まえて検討	61～65 159～163
197	<p>【加害者処遇状況通知に関する説明】 加害者処遇状況通知は、加害者の処遇確定後に被害者宅に郵送されてくるが、書類を書くタイミングが刑事裁判判決確定の直後で、突然記述を求められても被害者の精神的負担が大きく、理由の意味が分からないまま書いてしまうおそれがある。 そうならないためにも、公判開始前の段階で検察官から事前に説明を行うべきである。 また、加害者の人数が多い場合や親族同士だった場合等は書面や説明が非常にわかりにくいので、全体的な改善も必要である。 特に、加害者の仮釈放審理の通知書についても、日付の段取りも文章の中に漫然と記述されて、非常にわかりにくいいため、通知する日付は大きくはっきりわかるように書いてほしい。 やりとりの詳細についても、黒塗り部分が多いので、当事者が閲覧する限りで支障がない以上、できるだけ全文開示されるよう配慮してほしい。</p>	A	法務省	<p>(検察官による説明等) ・検察官は、捜査・公判段階において、犯罪被害者等の希望や状況に応じ、加害者処遇状況等通知制度を含む各種制度について「犯罪被害者の方々へ」のパンフレットを使用するなどして丁寧に説明しているものと承知しているところ、引き続き適切な説明等がなされるように努める。</p> <p>(加害者に関する情報提供の適正な運用及び拡充の検討) ・法務省において、加害者の処遇状況等に関する事項について、被害者等通知制度を引き続き適切に運用するとともに、被害者等への情報提供の在り方について、通知制度の運用状況や加害者の改善更生、個人のプライバシーの問題などを総合的に考慮しつつ検討を行う。 【法務省】</p>	72

223	<p>【児童虐待の防止、早期発見・早期対応のための体制整備等】</p> <p>警察において、子どもの被害者に対する事情聴取の在り方や被害を検証するための診断面接のできる医師の養成が必要である。子どもがこのような司法手続の中で二次被害を受けないこと、また正確な証言や証拠を得るためにも専門的技術を身につけた司法関係者や医療者は必須である。</p> <p>警察庁、検察庁においては、子どもの被害者に対する司法面接制度（協同面接）の更なる導入とそれが行える専門家の養成を望むものである。</p> <p>また厚労省において、系統的全身診察や司法面接を含む子どもの被害者の証言や証拠を得ることができ、かつ適切な対応のできる医療関係者の養成を実施されることを希望する。</p> <p>警察、検察、児童相談所、医療関係者において、連携をもってスムーズに実施され、子どもの支援に役立つように求める。</p>	A (医療関係者の養成関係はC)	警察庁 法務省 文科省 厚労省	<p>※医療関係者の養成関係をCとした理由 医療関係者の養成については、犯罪被害者等施策の枠内に収まらないテーマであることから、見直しの場で検討することは困難。</p> <p>・法務省、警察庁及び厚生労働省において、検察庁、警察、児童相談所等の関係機関が被害児童の事情聴取に先立って協議を行い、関係機関の代表者が聴取を行う取組を実施し、被害児童からの聴取に際しては、聴取の場所・回数・方法等に配慮するなど、被害児童に配慮した取組を進める。また、警察においては、被害児童からの聴取に当たる警察官等に対し、専科教養等において、被害児童からの聴取技法等についての講義を行っているほか、具体的な聴取場面を想定したロールプレイングを実施するなど、児童の負担軽減に配慮しつつ、信用性の高い供述を確保するための聴取方法についての指導・教養を実施しているところである。今後ともこうした指導・教養を通じ、児童の心情や特性に配慮した聴取技法の向上に努めてまいりたい。 【警察庁】</p> <p>(専門家の養成) ・法務省においては、検察官に対する研修において、大学教授による児童からの聴取についての講義を行っている。 また、検察当局においても、専門家による研修等に検察官を派遣している。 引き続き、このような機会を通じて、児童に対する聴取の在り方についての理解を深める取組を行う。</p> <p>(関連機関との連携) ・検察当局においては、児童が被害者等である事件について、平成27年10月28日に最高検察庁から発出された「警察及び児童相談所との更なる連携強化について（通知）」等に基づき、警察及び児童相談所との連携強化を進めているところであり、児童の負担軽減及び児童の供述の信用性確保の観点から、警察及び児童相談所の担当者と同該児童からの聴取の方法等について協議を行った上で、その代表者が児童から聴取するなどの代表者聴取の取組を進めている。また、事案の特性に応じ、医療関係者との連携も行っているところである。 法務省においては、児童からの聴取を含め、被害者の事情聴取の在り方等について、より一層適切なものとなるような取組を更に検討し、適切に対処することとしている。 【法務省】</p> <p>・文科省として、医療関係者の「養成」については犯罪被害者等施策の枠内に止まらないテーマであり、医療関係者の「研修」については厚労省で検討すべき事項であるから、見直しの場で検討することは困難であると考えている。 【文科省】</p> <p>・厚生労働省においては、第3次計画に記載の施策番号110を踏まえ、警察庁、警察、児童相談所等の関係機関が被害児童の事情聴取に先立って協議を行い、関係機関の代表者が聴取を行うことについて積極的に検討するほか、被害児童から事情聴取するに当たり、聴取の場所・回数・方法等に配慮するなど、被害児童へ配慮した取組を進める。 【厚労省】</p>	87～90 101～105 110 120 178 217 218 220
-----	---	---------------------	--------------------------	---	--

224	<p>【児童虐待とDV支援の連携】 千葉県野田市の虐待死事件で明らかになったように児童虐待の防止とDV被害者支援を一体のものとして対応する必要がある。相談担当者への研修はもちろんのこと、相談担当者の専門性をより高めることや、増員をはかるとともに雇用の安定をはかるとともに重要である。</p>	A	<p>内閣府 警察庁 文科省 厚労省</p> <ul style="list-style-type: none"> ・配偶者暴力相談支援センター、児童相談所等を対象として、DVと児童虐待の特性、関連性等に関する理解の促進を図るための官民連携による研修等を実施し、相談員等の専門性の向上に努める。 【内閣府】 ・警察においては、配偶者からの暴力事案や児童虐待事案等を人身の安全を早急に確保する必要の認められる事案とし、これら事案については、事案の認知段階から対処に至るまで組織的に対応する体制を構築して、被害者等の安全の確保を最優先に取り組んでいるところ。特に、配偶者からの暴力事案等と児童虐待事案を取り扱う際には、一方事案の背後にもう一方の事案が潜在化していることがあり得ることを念頭に置きつつ対処するよう、指導・教養を行っているところ。 【警察庁】 ・文部科学省において、学校・教育委員会等に対し、学校教育関係者など職務上虐待を受けている子供を発見しやすい立場にある者が虐待発見時に適切に対応できるよう、早期発見・早期対応のための体制の整備や的確な対応を促す。具体的には、教職員が児童相談所等への通告義務を負うことの周知徹底を図るとともに、教育機関等から福祉部門への定期的な情報提供、教師用研修教材の活用や児童相談所職員との合同研修への参加等を促す。 【文科省】 ・厚生労働省において、虐待を受けた子供の保護及び自立の支援を専門的知識に基づき適切に行うことができるよう、児童相談所及び児童福祉施設等関係機関の職員、市町村職員及び保健機関等の職員の資質の向上等を図るための研修の充実を図るほか、「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」（新プラン）に基づき、児童相談所の児童福祉司等の増員を図るなど、児童相談所の体制の抜本的拡充を図るほか、令和元年度における児童福祉法等改正法に基づき、児童相談所と婦人相談所・配偶者暴力相談支援センターとの連携を強化する。 【厚労省】 	87～91 220
-----	---	---	--	--------------

226	<p>【犯罪被害者等の意見等を踏まえた適切な加害者処遇の推進等】 犯罪被害者遺族は、愛する者の命が戻ってこない中、加害者が、罪と向き合い、心から謝罪することを望んでいる。しかしながら、親族が殺された事件の加害者の大半は、刑務所で指導を受けても、人の命を奪う事がどのような事であるのか分かってせず、自己を正当化する発言に終始しており、罪に向き合っているとは到底思えず、いつか再犯をするのではないかと考えてしまう。 この背景には、現在の贖罪指導・矯正教育に問題があると思われる。加害者がもっと罪と向き合うことができるような、効果のある贖罪指導や矯正教育に早急に着手していただきたい。</p>	A	法務省	<p>(刑事施設) ・刑事施設においては、被害者の命を奪い、又はその身体に重大な被害をもたらす犯罪を犯し、被害者やその遺族等に対する謝罪や賠償等について特に考えさせる必要がある受刑者に対し、「被害者の視点を取り入れた教育」を実施しており、本教育において自らの犯罪行為を振り返らせることを通じて、犯した罪の大きさや被害者やその遺族等の心情等を認識させるだけでなく、具体的な謝罪方法や出所後、再加害を起こさないための具体的な方策を考えさせる指導を実施しているところ、本年度、外部有識者を招へいした検討会を開催し、同教育の充実方策の検討を行うことを予定している。</p> <p>(少年院) ・少年院においては、被害者を死亡させ又は生命、身体若しくは自由を害し心身に重大な影響を与えた事件を犯し、被害者等に対する謝罪等について考える必要がある在院者に対しては、「被害者の視点を取り入れた教育」を実施しており、同教育において、自己の犯罪・非行が与えた被害等を直視し、その重大性や被害者の置かれている状況を認識するとともに、被害者等に対する謝罪の意思を高め、償いについて考え、誠意を持って対応していくための方策について考えさせる指導を実施しているところ、引き続き、被害者等の視点を踏まえた加害者への指導の一層の充実に取り組んでまいりたい。</p> <p>(保護観察) ・「更生保護の犯罪被害者等施策の在り方を考える検討会」報告書においても、しよく罪指導プログラムの対象を拡大することや、被害者等が置かれている状況、被害弁償や謝罪の方法などについて保護観察対象者に対して必要な知識を付与するなどの教育的働きかけを体系的・効果的に行うことができるような対応を図ることなど、被害者等の心情等を踏まえた保護観察処遇の充実についての提言があったことから、その提言を踏まえ、今後、必要な方策を検討してまいりたい。</p> <p>【法務省】</p>	92 143 145
-----	---	---	-----	--	------------------

229	<p>【再被害防止に係る研修内容】 再被害防止の研修にあたっては、DVや性暴力、ストーカー被害当事者や支援者など被害者心理や実態を把握している人を講師にしたり、意見を反映するような内容が必要である。</p>		法務省	<p>※ 当初B案件として整理していたが、第33回会議における整理変更により「矯正施設内・社会内における被害者等の視点を踏まえた加害者への指導」に関する部分については、A案件として検討する。</p> <p>(刑事施設) ・ 刑事施設においては、被害者の命を奪い、又はその身体に重大な被害をもたらす犯罪を犯し、被害者やその遺族等に対する謝罪や賠償等について特に考えさせる必要がある受刑者に対し、「被害者の視点を取り入れた教育」を実施しており、本教育においては、施設の実情に応じ、臨床心理士の資格を有するゲストスピーカーによる講話等を実施するなど、被害者等の心情や実態を理解させるための指導の充実に努めているところである。また、個々の問題性に応じて、暴力事犯者等には暴力防止プログラム、性犯罪者には性犯罪再犯防止指導を実施しているほか、全受刑者を対象とした一般改善指導において、被害者及びその遺族等の感情を理解させ、罪の意識を培わせる指導（視聴覚教材の視聴、ゲストスピーカーによる講話等）を実施している。</p> <p>(少年院) ・ 少年院においては、全在院者に対し、犯罪被害者等の心情等を理解させ、罪障感及び慰謝の気持ちをかん養するための被害者心情理解指導を実施している。同指導においては、被害者の方々の声を直接聞くことにより、被害者の方々の気持ちを理解するとともに、自分の与えた被害の大きさについて自覚し、謝罪の気持ちを深めるために重要な意義があることから、被害者等によるゲストスピーカーの講話等を実施している。</p> <p>(保護観察) ・ 「更生保護の犯罪被害者等施策の在り方を考える検討会」報告書においても、しよく罪指導プログラムの対象を拡大することや、被害者等が置かれている状況、被害弁償や謝罪の方法などについて保護観察対象者に対して必要な知識を付与するなどの教育的働きかけを体系的・効果的に行うことができるような対応を図ることなど、被害者等の心情等を踏まえた保護観察処遇の充実についての提言があったことから、その提言を踏まえ、今後、必要な方策を検討してまいりたい。</p> <p>【法務省】</p>	92 145
232	<p>【性被害に関する研修の拡充】 性犯罪被害相談につき、担当者の性別を希望できることは大切だが、それ以上に、性犯罪当事者への的確な初期対応がなされるよう、研修の拡充をしてほしい。警察へ行くことのハードルを払拭し、相談に行ってもよかった、と被害者自身が肯定できるようであって欲しい。</p>	男女 (A)	警察庁	<p>※第5次男女共同参画基本計画を踏まえて検討</p>	98 169

242	<p>【LGBTの性被害者に関する研修】 男性・LGBTの性被害者について、警察官、法曹三者、行政担当者（人権課、福祉課、保健所職員等）の育成研修を実施してほしい。</p>	A (裁判所関係はC)	警察庁 法務省 厚労省	<p>※裁判所関係をCとした理由 裁判所は行政機関ではないため、裁判所について基本計画に盛り込むことは困難。</p> <p>・警察においては、男性やLGBTの方の性被害について、被害者の心情に配慮した適切な対応を推進するため、専門的知見を有する講師等を招いて講義を行うなど、犯罪被害者支援に携わる職員に対する研修を実施しているところであり、引き続き、これを実施してまいりたい。</p> <p>・警察において、性犯罪被害者の人権に配慮し、適切に職務を執行するため、性的指向・性自認に関する理解促進等の人権尊重に関する教育を実施する。</p> <p>(犯罪被害者等施策に携わる地方公共団体職員等の育成、意識の向上) ・警察庁において、地方公共団体における職員等の育成及び意識の向上を図るため、犯罪被害者等や犯罪被害者等の援助に精通した有識者を招き、関係府省庁、地方公共団体の職員等を対象とする「犯罪被害者等施策講演会」を開催する。また、都道府県・政令指定都市犯罪被害者等施策主管課室長会議等を通じて、犯罪被害者支援に関する最新の話題や傾向を情報提供するとともに、地方公共団体における犯罪被害者支援の先進的・意欲的な取組事例を含めた資料の作成を検討する。</p> <p>【警察庁】</p> <p>・法務省においては、検察官への各種研修等の機会において、性犯罪に直面した被害者の心理や障害者の特性に応じた対応等に関する理解を深めさせる取組を行うとともに、被害者となり得る男性や性的マイノリティに対して偏見に基づく不当な取扱いをしないよう配慮すべきであることを理解させる取組を行っており、引き続きこれらの取組を適切に行う。</p> <p>また、法務省においては、刑務官等の矯正局新採用者を対象とする初任研修課程の研修において、男性・LGBTの性被害者に係る講義を実施する。</p> <p>さらに、法務省においては、被害者担当の保護観察官及び保護観察所に配置されている被害者担当保護司に対して、様々な犯罪被害者等やその支援に携わる実務家による講義の実施等、犯罪被害者等の置かれている現状や心情等への理解を深めるとともに、適切な対応を確実に行うことを目的とした研修を実施しており、引き続き、研修内容の充実により被害者担当の保護観察官及び被害者担当保護司のスキルアップを図り、二次的被害の防止を徹底するとともに、適正な被害者等施策の実施に努める。</p> <p>・法務省の人権擁護機関では、人権相談に対応する法務局、地方法務局の職員に対して、男性・LGBTの性被害者等からの相談も含め、相談者の置かれた立場を十分に理解し、人権問題全般に対して適切に対応できるよう、各種研修を実施しており、引き続き適切かつ十分な研修等の実施に努める。</p> <p>・なお、弁護士（各弁護士会及び日本弁護士連合会）については、弁護士自治が認められており、当省は所管しておらず、基本計画に盛り込むことは困難である。</p> <p>【法務省】</p>	101～105 181 182 215
-----	---	----------------	-------------------	--	------------------------------

				<p>・生活困窮者自立支援制度の中で、つながりにくい相談者への支援についての研修を行っており、その中で男性やLGBTの方を含む性被害者に関しても扱っているところ。加えて、厚生労働省において、犯罪被害者等の心のケアが必要な者への対応力を向上させるために、「PTSD対策専門研修」の中に「犯罪・性犯罪被害者コース」を設けて、医療従事者や保健師、精神保健福祉士等を対象に実施しているが、今後、男性やLGBTの性被害者等に関する内容も扱うことについて、検討を行う。</p> <p>また、警察庁等において、自治体職員に対する育成研修の実施を自治体に依頼することになった場合、厚生労働省所管施策の担当部局等に対し、当該研修の実施・受講について協力を依頼する等の協力を行う。</p> <p>【厚労省】</p>	
247	<p>【女性警察官の配置】 性暴力被害者は女性警察官の対応を希望することも多いが、#8103に電話しても夜間等では男性警察官が対応することもあるなど、さらに増員が必要である。性犯罪指定捜査員など専門的な研修を受けた女性警察官が各警察署に複数いるような体制を実現してほしい。</p>	男女 (A)	警察庁	<p>※第5次男女共同参画基本計画を踏まえて検討</p>	109 169

第3 刑事手続への関与拡充への取組

要望番号	要望事項	整理案	関係府省庁	検討結果	関連する現 行施策
322	【少年院における被害者に関する事項の追加】 少年院で再犯防止指導や資格の取得等をしているが、被害者への償いに関する事項も加えてほしい。	A	法務省	・少年院においては、被害者を死亡させ又は生命、身体若しくは自由を害し心身に重大な影響を与えた事件を犯し、被害者等に対する謝罪等について考える必要がある在院者に対しては、「被害者の視点を取り入れた教育」を実施しており、同教育において、自己の犯罪・非行が与えた被害等を直視し、その重大性や被害者の置かれている状況を認識するとともに、被害者等に対する謝罪の意思を高め、償いについて考え、誠意を持って対応していくための方策について考えさせる指導を実施している。 【法務省】	92
323	【心情等伝達制度の位置付け】 第2次犯罪被害者等基本計画以降、心情等伝達制度は加害者処遇のための制度と位置づけられてしまったために、この制度は加害者の改善更生のための制度だと誤解をされてしまっている。第4次犯罪被害者等基本計画では、ぜひとも第1次の時と同じく被害者等のための制度として明確に位置付けてもらいたい。	A	法務省	・心情等伝達制度は、制度開始当初から、被害に関する心情等を加害者である保護観察対象者に伝達したいという被害者等の希望にできる限り配慮する必要があること、また、保護観察対象者の改善更生を図る上で、被害者等の心情等をできる限り具体的に認識させることにより、自らが犯した犯罪等による被害の実情等を直視させ、反省及び悔悟の情を深めさせることが必要であることに鑑み、実施されているものである。なお、意見等聴取制度についても、被害者への配慮と仮釈放等審理の適正化という二つの観点から実施するものである。 引き続き、被害者等の希望にできる限り配慮しながら制度を運用してまいりたい。 【法務省】	146
325	【加害者に心情等を伝達する際の被害者担当保護司の立会い】 犯罪被害者等は、被害者担当の保護観察官や保護司と信頼関係を形成して心情等を伝達するのであり、会ったこともない加害者担当の保護観察官が伝えるのでは、おざなりな伝え方になるのではないか等の不安が残る。また、伝達結果の報告に関しても、加害者担当の保護観察官は、その職責上、加害者に対して擁護的になることもあり得るから、心情等を聞いたときの加害者の反応等が正確に報告されるのか疑念を感じざるを得ない。 そういった不安や疑念は、例えば、加害者担当の保護観察官が加害者に心情等を伝達する場に被害者担当の保護司が立ち会うことにより、かなり解消することができるので、実務上の運用を原則的にそのようにするべきである。	A	法務省	・「更生保護の犯罪被害者等施策の在り方を考える検討会」報告書の提言の中でも、「被害者担当官が、加害者担当の保護観察官とともに心情等伝達に同席して、被害者等の心情等を具体的に加害者に説明することも考えられる」とされており、本要望の趣旨も踏まえ、今後、必要な方策を検討してまいりたい。 【法務省】	146
326	【加害者への伝達事項】 心情等伝達制度を利用して、加害者が守られ過ぎてるように感じた。伝えることを制限された。加害者の都合に合わせてなければならないことも多かった。被害者等には言いたいことを言う権利があると思う。加害者の処遇に役立つかどうかなど関係なく、被害者等が伝えて欲しいことはそのまま伝えて欲しい。	A	法務省	・心情等伝達制度の現在の運用として、更生保護法第65条においては、原則として被害者等から聴取した心情等を伝達するものとされている。同条ただし書において、「その伝達をすることが当該保護観察対象者の改善更生を妨げるおそれがあり、又は当該被害に係る事件の性質、保護観察の実施状況その他の事情を考慮して相当でないとき」に伝達しないこととされているが、運用上は、指導監督及び補導援護を尽くしても、保護観察対象者の精神の状況を著しく不安定にし、被害者等を逆恨みするなどその改善更生を妨げるおそれがあり、伝達することが不相当であると認められるときに限って適用されるものとしている。引き続き適切な運用及び被害者等への丁寧な説明に努めてまいりたい。 【法務省】	146

327	<p>【伝達結果の送付】 伝達結果(加害者からの回答)が基本3ヶ月以内は遅い。回答をもらってからでないと次の心情伝達を行うことはできない。数ヶ月しか利用できない上に回答が遅ければ一度利用するのが限界である。 心情等の聴取から伝達までのやり取りを保護観察期間中に終わらせなければならないのはとても忙しいし、「保護観察中でなければできない」というのは、被害者等には関係のない都合である。</p>	A	法務省	<p>・運用上、心情等の伝達は、被害者等から心情等を聴取した後、できる限り速やかにすることを基本とされている。なお、加害者である保護観察対象者が所在不明であるときなど特別の事情が認められるときに限り、3月の範囲内で伝達時期を調整することとしている。今後も、できる限り速やかな伝達の実施に努めてまいりたい。 【法務省】</p>	146
328	<p>【心情等伝達通知書の記載事項】 心情伝達時に対象者が申し述べた内容につき、心情等伝達通知書により通知を受け取ることが、通知書に対象者の発言のみならず、どのような指導監督をしているか、その結果どのような態度をとっているかなども記載するか、犯罪被害者等から要望があれば誠実に説明してほしい。</p>	A	法務省	<p>・「更生保護の犯罪被害者等施策の在り方を考える検討会」報告書の提言の中でも、「加害者担当の保護観察官が、被害者等に対して直接説明を行ったり、加害者への指導にいかすため必要に応じて被害者等と直接関わることが考えられる。」とされており、その趣旨を踏まえ、今後、具体的な方策を検討してまいりたい。 【法務省】</p>	146
329	<p>【意見等陳述書における加害者氏名の削除】 心情等伝達制度において作成する意見等陳述書に加害者の氏名を被害者が記載する欄があるが、番号等で事足りるのではないか。差し支えなければ書いてくださいとのことなので、制度を撤廃してほしい。</p>	A	法務省	<p>・「更生保護の犯罪被害者等施策の在り方を考える検討会」報告書を踏まえ、心情等伝達制度の運用を含め、被害者等の心情等を踏まえた保護観察処遇の充実について検討を行い、必要な施策を実施する。 【法務省】</p>	146
330	<p>【仮釈放時の被害者の意見聴取】 取監された加害者の仮釈放の際の被害者の意見聴取実施を徹底するとともに、制度の周知をお願いしたい。</p>	A	法務省	<p>・被害者等の心情は多様であり、中には、事件について、忘れたい、思い出したくないという方もおられる。したがって、そのような事件の被害者等についてまで一律に、更生保護官署から連絡をして制度利用を勧めることは、差し控えるべきであり、利用したい方が利用できる環境を整備することの方が重要だと考えている。そのためには、要望にあるとおり、被害者等施策を周知するための広報が重要である。今後、更生保護の被害者等施策の効果的な広報の実施に取り組んでまいりたい。 【法務省】</p>	147
331	<p>【意見聴取制度の際の付添い制限の解除】 意見聴取の付添いについては、パンフレットには一応の記載はされているが、保護観察官から積極的に付添いについて説明を受けることはほとんどないので、口頭でも説明を徹底すべきである。 公判から日数が経ち、弁護士を既に解任している場合は相談できない、警察の被害者支援室や民間の被害者支援センター等安心できるところに付添いを依頼できる等記載してほしい。</p>	A	法務省	<p>・「更生保護の犯罪被害者等施策の在り方を考える検討会」報告書の中でも、「被害者等の希望があれば、その不安や緊張を緩和するために、親族、弁護士、警察の被害者支援要員、検察庁の被害者支援員、被害者等の支援を行う団体の関係者等の同席を認めることができるにもかかわらず、そのことが被害者等や関係者に十分に周知されていない」ことが課題とされており、今後適切な周知に取り組んでまいりたい。 【法務省】</p>	147

第4 支援等のための体制整備への取組

要望番号	要望事項	整理案	関係府省庁	検討結果	関連する現 行施策
352	【総合的対応窓口の委託】 総合的対応窓口の民間支援団体への安易な委託は、他人任せであると感じるのでやめていただきたい。	A	警察庁	・地方公共団体に設置されている総合的対応窓口の運用については、各地方公共団体の実情に応じ、運用されているものと承知している。警察庁においては、引き続き、地方公共団体に対し、総合的対応窓口の機能の充実を要請し、犯罪被害者支援における先進的・意欲的な取組事例等の情報提供に努めてまいりたい。 【警察庁】	150
353	【総合的対応窓口の周知】 ホームページや無料リーフレット等で、日常的に様々な人が地方公共団体における総合的対応窓口の設置等に関するものを目にできるようになってほしい。	A	警察庁	(地方公共団体における総合的対応窓口の周知の促進) ・警察庁において、地方公共団体における犯罪被害者等施策の担当部局及び犯罪被害者等に適切な情報提供等を行う総合的対応窓口の担当部局について定期的に確認する。また、国民に対して地方公共団体における総合的対応窓口や支援施策の周知を図るため、ポスター、リーフレット、犯罪被害者等施策に関するウェブサイト、SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）等を活用した広報の充実に努める。さらに、地方公共団体に対し、犯罪被害者支援に関するウェブサイトの充実等により、犯罪被害者等のみならず地域住民に総合的対応窓口を始め地域で利用できる相談機関や各種制度等を周知するよう要請する。 【警察庁】	150
354	【地域格差の解消】 自治体による支援は、地域格差が大きい。 今後整備を進める自治体に向けて、国や都道府県警が連携して、自治体間での支援の格差が広がらないよう取り組んでいただきたい。	A	警察庁	(地方公共団体における総合的かつ計画的な犯罪被害者支援の促進) ・地方公共団体における犯罪被害者等の視点に立った総合的かつ計画的な犯罪被害者支援に資するよう、警察庁において、専ら犯罪被害者等の支援に関する事項について定めた条例及び犯罪被害者支援のための実効的な事項を盛り込んだ条例又は計画・指針を始め、犯罪被害者等に関する条例の制定又は計画等の策定状況について適切に情報提供を行う。 【警察庁】	150 151
355	【罪種による扱いの差】 市町村によっては、交通事故の場合、過失犯の被害者だからという理由で、ぞんざいに扱われるケースが目立つ。どのような危険な運転であっても交通事故は原則過失犯となる。過失犯の被害者であることで一律軽い扱いを受けることは、被害者支援の根本の基本理念に欠けていると言わざるを得ないことから、犯罪の種類で扱いに差をつけないでほしい。	A	警察庁	・警察庁として、引き続き、地方公共団体に対し、犯罪被害者等に適切な情報提供等を行う総合的対応窓口や一般的な住民相談窓口において、犯罪被害者等の心情等に配慮した適切な対応がなされるよう体制の整備を要請してまいりたい。 【警察庁】	150 151

356	<p>【被害者支援の包括支援体制の確立】</p> <p>現在、少子化の流れのもと、地方公共団体のタテ割り相談窓口では機能しない市町が増加しつつある。障害保健医療福祉分野の施策である我が事丸ごと施策の流れを参考に、被害者支援分野の体制変更に着手すべきである。地方公共団体における犯罪被害者等総合的対応窓口を「被害者等総合対応窓口」とし、市区町村の被害者事案（犯罪被害、交通事故、その他事故、子ども虐待、障がい者虐待、高齢者虐待、DV、ハラスメント、火災、被災等）を総合的に取り扱う部署として再編して頂きたい。各根拠法制度が異なる現行法からの再編は時間を要すると思われるが、関係省庁との緊密な連携の下に、ロードマップを作成し段階的に再編を進めることが将来を見据えた良策と考える。</p> <p>また、市区町村に「被害者等総合対応窓口」ができた場合、都道府県がバックアップするような広域センターがあるのが望ましい。例えば、川崎市の事件（登戸事件）のような広域で被害者支援を実施しなくてはならない場合もあるので、市区町村だけに窓口ができては事足りない。</p>	A	警察庁	<p>・御要望の「被害者等総合対応窓口」については、犯罪被害者施策に限られない幅広い内容であり、計画への反映は困難であるが、市町村の総合的対応窓口の機能向上やそのバックアップ体制の整備については、引き続き、警察庁において、地方公共団体に対し、総合的対応窓口の機能の充実・強化について要請し、様々な機会を通じて、先進的・意欲的な取組事例を情報提供してまいりたい。</p> <p>【警察庁】</p>	150 151
359	<p>【地方公共団体における総合的対応窓口等の充実】</p> <p>各自治体に被害者支援担当者は指定されているが、兼務者がほとんどで関係課との連絡調整等の総合的対応窓口とはなり得ていない。被害者支援に特化した市町村条例の制定を働きかけているが、担当者に連絡すれば適切な支援が行われるシステムを構築すべきである。</p>	A	警察庁	<p>（地方公共団体における総合的対応窓口の周知の促進）</p> <p>・警察庁において、地方公共団体における犯罪被害者等施策の担当部局及び犯罪被害者等に適切な情報提供等を行う総合的対応窓口の担当部局について定期的に確認する。また、国民に対して地方公共団体における総合的対応窓口や支援施策の周知を図るため、ポスター、リーフレット、犯罪被害者等施策に関するウェブサイト、SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）等を活用した広報の充実に努める。さらに、地方公共団体に対し、犯罪被害者支援に関するウェブサイトの充実等により、犯罪被害者等のみならず地域住民に総合的対応窓口を始め地域で利用できる相談機関や各種制度等を周知するよう要請する。</p> <p>（地方公共団体における総合的対応窓口等の充実の促進）</p> <p>・警察庁において、地方公共団体に対し、都道府県・政令指定都市犯罪被害者等施策主管課室長会議の開催、地方公共団体の職員を対象にした研修、「犯罪被害者等施策メールマガジン」の発信等を通じて、犯罪被害者等に適切な情報提供等を行う総合的対応窓口における好事例や犯罪被害者支援における先進的・意欲的な取組事例等を提供するとともに、総合的対応窓口等の相談窓口機能の充実を要請する。</p> <p>【警察庁】</p>	151
360	<p>【地方公共団体における被害者等支援の対象の明確化】</p> <p>各都道府県警察の被害者支援室では、原則として被害事実が客観的に確認できる案件（被害届が受理されているなど）を対象にし、そのうち詐欺などの財産犯罪の被害者等や親族間犯罪の被害者等は除外している。また各地の民間被害者支援団体（早期支援団体）ではより広く支援対象としているものの、実際には殺人や性犯罪、交通事件等の被害者等の支援（とくに付添い支援）が中心であり、それ以外の対象者については対応しきれないとも聞く。</p> <p>各地方公共団体の総合的対応窓口においては、基礎自治体としての特色を活かし、財産犯罪や親族間犯罪の被害者等について、見舞金等の経済的支援対象とすることは困難だとしても、通常の相談支援の枠組において支援対象とするよう、地方公共団体に対し要請していただきたい。</p>	A	警察庁	<p>・警察庁として、引き続き、地方公共団体に対し、犯罪被害者等に適切な情報提供等を行う総合的対応窓口や一般的な住民相談窓口において、犯罪被害者等の心情等に配慮した適切な対応がなされるよう体制の整備を要請してまいりたい。</p> <p>【警察庁】</p>	151

361	<p>【総合的対応窓口に異動の少ない職員配置の推進】 職員異動によって質が低下することが多いため、非常職職員を含めた長期間支援できる職員の配置を推進していただきたい。</p>	A	警察庁	<p>・一般職地方公務員の採用、配置等は、地方自治法や地方公務員法により規定されており、各地方公共団体において判断されるべきことから、政府の基本計画において推進することは困難であるが、引き続き、警察庁において、地方公共団体に対し、犯罪被害者支援における先進的・意欲的な取組事例等の提供や専門職の活用の要請を通じて、総合的対応窓口等の機能の充実・強化に努めてまいりたい。 【警察庁】</p>	151
362	<p>【都道府県および市町村の総合的対応窓口について、好事例や先進的取組の情報提供】 都道府県の総合的対応窓口の機能について、多くの都道府県が具体的なイメージや好事例を持ち合わせていない現状がある。また、市町村の総合的対応窓口については、市町村も都道府県も、好事例や先進的取組の情報を求めている。</p>	A	警察庁	<p>(地方公共団体における総合的対応窓口等の充実の促進) ・警察庁において、地方公共団体に対し、都道府県・政令指定都市犯罪被害者等施策主管課室長会議の開催、地方公共団体の職員を対象にした研修、「犯罪被害者等施策メールマガジン」の発信等を通じて、犯罪被害者等に適切な情報提供等を行う総合的対応窓口における好事例や犯罪被害者支援における先進的・意欲的な取組事例等を提供するとともに、総合的対応窓口等の相談窓口機能の充実を要請する。 【警察庁】</p>	151
364	<p>【自治体職員、教職員への研修】 被害者の現状についての国民や社会の理解が進んでいるとは感じられない。パンフレットや冊子を配布しても、関係者の手に渡るとどまり、広く周知されているとは言えない。事件や事故の報道も、その場限りの一時的なものにとどまっております。被害者の現状についての理解には役立っていないと考える。その改善のためにも、各自治体職員、教育機関の教職員への定期的な研修を実施し、職員レベルからの被害者理解を進めることが重要である。</p>	A B	警察庁 文科省	<p>(地方公共団体における総合的対応窓口等の充実の促進) ・警察庁において、地方公共団体に対し、都道府県・政令指定都市犯罪被害者等施策主管課室長会議の開催、地方公共団体の職員を対象にした研修、「犯罪被害者等施策メールマガジン」の発信等を通じて、犯罪被害者等に適切な情報提供等を行う総合的対応窓口における好事例や犯罪被害者支援における先進的・意欲的な取組事例等を提供するとともに、総合的対応窓口等の相談窓口機能の充実を要請する。</p> <p>(犯罪被害者等施策に携わる地方公共団体職員等の育成、意識の向上) ・警察庁において、地方公共団体における職員等の育成及び意識の向上を図るため、犯罪被害者等や犯罪被害者等の援助に精通した有識者を招き、関係府省庁、地方公共団体の職員等を対象とする「犯罪被害者等施策講演会」を開催する。また、都道府県・政令指定都市犯罪被害者等施策主管課室長会議等を通じて、犯罪被害者支援に関する最新の話題や傾向を情報提供するとともに、地方公共団体における犯罪被害者支援の先進的・意欲的な取組事例を含めた資料の作成を検討する。 【警察庁】</p> <p>・教育機関の教職員への研修については、第3次犯罪被害者等基本計画の施策を引き続き取り組んでいくことを想定しているためB 【文科省】</p>	151 154 189 190 219

365	<p>【被害者等総合的対応窓口職員の人材育成】 各地方公共団体において被害者等支援条例の制定が進み、支援施策の拡充が広まりつつあるが、支援制度の運用において「当事者中心」「被害者等におけるエンパワメント」の視点を持たずに支援を行うことは、二次被害を起こすリスクが高く、また被害者等の「生活者」としての側面を損なう可能性がある。各地方公共団体が窓口職員に対してこれらの視点を持てるような研修を行うことを可能にすべく、国が研修パッケージを開発し、提供していただきたい。少なくともこうした研修に関する研究、検討に着手していただきたい。</p>	A	警察庁	<p>(地方公共団体における総合的対応窓口等の充実の促進) ・警察庁において、地方公共団体に対し、都道府県・政令指定都市犯罪被害者等施策主管課室長会議の開催、地方公共団体の職員を対象にした研修、「犯罪被害者等施策メールマガジン」の発信等を通じて、犯罪被害者等に適切な情報提供等を行う総合的対応窓口における好事例や犯罪被害者支援における先進的・意欲的な取組事例等を提供するとともに、総合的対応窓口等の相談窓口機能の充実を要請する。</p> <p>(犯罪被害者等施策に携わる地方公共団体職員等の育成、意識の向上) ・警察庁において、地方公共団体における職員等の育成及び意識の向上を図るため、犯罪被害者等や犯罪被害者等の援助に精通した有識者を招き、関係府省庁、地方公共団体の職員等を対象とする「犯罪被害者等施策講演会」を開催する。また、都道府県・政令指定都市犯罪被害者等施策主管課室長会議等を通じて、犯罪被害者支援に関する最新の話題や傾向を情報提供するとともに、地方公共団体における犯罪被害者支援の先進的・意欲的な取組事例を含めた資料の作成を検討する。</p> <p>【警察庁】</p>	151 154
366	<p>【都道府県による市町村職員研修の実施推進】 市町村職員に対する研修は実務的な内容であることが必須であり、都道府県が直接市町村職員に対し実施する必要がある。研修を民間支援団体に委託するのではなく、都道府県が直接企画・運営することで市町村との連携も取りやすくなる。市独自でやっているところもあるが、市がやるのは難しいので、早期支援団体がやっているボランティア養成講座等を利用したり、近隣で開催する研修に参加できることが望ましい。</p>	A	警察庁	<p>(地方公共団体における総合的対応窓口等の充実の促進) ・警察庁において、地方公共団体に対し、都道府県・政令指定都市犯罪被害者等施策主管課室長会議の開催、地方公共団体の職員を対象にした研修、「犯罪被害者等施策メールマガジン」の発信等を通じて、犯罪被害者等に適切な情報提供等を行う総合的対応窓口における好事例や犯罪被害者支援における先進的・意欲的な取組事例等を提供するとともに、総合的対応窓口等の相談窓口機能の充実を要請する。</p> <p>(犯罪被害者等施策に携わる地方公共団体職員等の育成、意識の向上) ・警察庁において、地方公共団体における職員等の育成及び意識の向上を図るため、犯罪被害者等や犯罪被害者等の援助に精通した有識者を招き、関係府省庁、地方公共団体の職員等を対象とする「犯罪被害者等施策講演会」を開催する。また、都道府県・政令指定都市犯罪被害者等施策主管課室長会議等を通じて、犯罪被害者支援に関する最新の話題や傾向を情報提供するとともに、地方公共団体における犯罪被害者支援の先進的・意欲的な取組事例を含めた資料の作成を検討する。</p> <p>【警察庁】</p>	151 154
367	<p>【地方公共団体における職員研修の必須化のための補助金創設】 犯罪被害者等の生活支援は、経済支援、居住支援、福祉支援、医療支援、教育支援など多岐で各部署が関係するが、専門部署でない部署での無理解や対応状況により、潜在ニーズの発現に結び付かないことや、二次被害を生むことに繋がりがかねない。年に一度は行政職員が犯罪被害者等支援に関する研修受講ができるような仕組みを補助金事業により保障して頂きたい。特に窓口対応者への初任者研修受講（被災・被害者に関わる法制度・トラウマの理解と様々な社会資源・サービス等の理解）の研修受講の財源の確保を御願いたい。</p>	A	警察庁	<p>・現在、警察庁において総合的推進事業を展開しており、引き続き、当該事業を推進し、都道府県が実施する市町村職員への研修等について協力するとともに、本事業結果を、先進的・意欲的な取組事業として他の地方公共団体に広く情報提供し、活用を促すことにより、犯罪被害者等の心情に配慮した適切な対応がなされるようにしたい。</p> <p>【警察庁】</p>	151 154

368	<p>【犯罪被害者支援ハンドブック等を基にした勉強会の開催】 「犯罪被害者支援ハンドブック」の内容が実に豊富で具体的、且つ意義深い。このハンドブックを基に自治体での勉強会開催をしてほしい。</p>	A	警察庁	<p>・「犯罪被害者支援ハンドブック・モデル案」は、平成20年12月、内閣府において作成したものであり、これを例として、各地方公共団体において、地域の事情に応じたハンドブックの作成・活用がなされているものと認識している。</p> <p>第3次犯罪被害者等基本計画下においては、警察庁が実施する総合的推進事業を通じて、地方公共団体により先進的なハンドブックが作成され、その内容は、報告書を通じて都道府県・政令指定都市の犯罪被害者等施策主管課室に提供しているところである。</p> <p>警察庁としては、引き続き、地方公共団体の先進的な取組を情報提供するなどし、地方公共団体において、適宜、先進的なハンドブックが作成、活用されるよう働き掛ける。</p> <p>【警察庁】</p>	151 154
370	<p>【都道府県の総合的対応窓口について、コーディネーターの配置推進】 都道府県警察や民間支援団体と連携する際、市町村との連携をコーディネートする職員を都道府県に配置することにより、支援経験の少ない市町村職員でも適切、円滑な対応が可能となる。</p>	A	警察庁	<p>【検討結果】</p> <p>・一般職地方公務員の採用、配置等は、地方自治法や地方公務員法により規定されており、各地方公共団体において判断されるべきことから、政府の基本計画において推進することは困難であるが、引き続き、警察庁において、地方公共団体に対し、犯罪被害者支援における先進的・意欲的な取組事例等の提供や専門職の活用を要請を通じて、総合的対応窓口等の機能の充実・強化に努めてまいりたい。</p> <p>(地方公共団体における専門職の活用及びこれらとの更なる連携・協力の充実・強化)</p> <p>・警察庁において、地方公共団体に対し、犯罪被害者等の生活支援を効果的に行うため、犯罪被害者支援分野における社会福祉士、精神保健福祉士、公認心理師及び臨床心理士等の専門職の活用を働き掛ける。また、犯罪被害者等が早期に専門職につながるよう、地方公共団体における総合的対応窓口と関係機関・団体との更なる連携・協力の充実・強化を要請する。</p> <p>【警察庁】</p>	

371	<p>【公認心理師の活用】 国会資格である公認心理師ができたため、公認心理師をどのように活用するかという観点の基本計画全体に必要であると考えます。 公認心理師は5分野（保健医療、教育、福祉、司法・犯罪、産業・労働）のすべての分野で被害者等を支援する可能性があり、各分野での公認心理師の役割等を明確にし、支援制度に組み込んでいく必要があると考えます。</p>	A	内閣府 警察庁 文科省 厚労省	<p>・性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターでは、医療的支援、法的支援、相談を通じた心理的支援などを病院など地域の関係機関と連携しながら、実施している。 【内閣府】</p> <p>（犯罪被害者等に関する専門知識・技能を有する専門職の養成等） ・警察庁、文科省、厚労省において連携し、一般社団法人日本公認心理師協会及び一般社団法人公認心理師の会に働き掛け、犯罪被害者等に関する専門的な知識・技能を有する公認心理師の養成及び研修の実施を促進する。</p> <p>（地方公共団体における専門職の活用及びこれらとの更なる連携・協力の充実・強化） ・警察庁において、地方公共団体に対し、犯罪被害者等の生活支援を効果的に行うため、犯罪被害者支援分野における社会福祉士、精神保健福祉士、公認心理師及び臨床心理士等の専門職の活用を働き掛ける。また、犯罪被害者等が早期に専門職につながるよう、地方公共団体における総合的対応窓口と関係機関・団体との更なる連携・協力の充実・強化を要請する。 【警察庁】</p> <p>・公認心理師の項目については、厚労省にて回答することとなっている。 【文科省】</p> <p>・公認心理師については、様々な分野において幅広く活動しており、その中で犯罪被害者等の支援も行っていると承知している。 また、令和2年度の障害者総合福祉推進事業において、各分野で活動する公認心理師の職務実態等について調査することにより、今後の公認心理師制度の推進を図っていくこととしている。 【厚労省】</p>	152
372	<p>【地方公共団体における専門職の活用及びこれらとの更なる連携・協力の充実・強化】 犯罪被害者等の生活問題は、保健や福祉と密接に絡んでおり、様々な社会資源を熟知しコーディネートしていく技術が必要になる。また、現在、地方公共団体に犯罪被害者等が自ら相談する事案は多くはなく、総合的対応窓口開設のみでは支援を必要としている人に支援が行き届かない状況にある。被害直後からのアウトリーチによる支援を展開していく必要があり、そのためには専門性を有した職員配置が欠かせない。地方公共団体の総合的対応窓口を、保健や福祉を担う部署に置き、精神保健福祉士、社会福祉士及び保健師等の専門職を配置することを推進したい。</p>	A	警察庁	<p>・地方公共団体が総合的対応窓口をどのような分野を主管する部署に設置するかについては、各地方公共団体において判断されるべきことから、政府の基本計画において推進することは困難であるが、引き続き、総合的対応窓口等の相談窓口機能の充実及び犯罪被害者等の生活支援を効果的に行うための犯罪被害者支援分野における専門職の活用について地方公共団体に対し要請してまいりたい。 【警察庁】</p>	152

373	<p>【対人援助専門職の具体的な活用】 全国の各地方公共団体の被害者等総合的対応窓口に対人援助専門職（とくに有資格のソーシャルワーカー）が配置されることが望ましいが、費用、人材の確保の両面で困難と思われるため、都道府県の窓口に配置することで、都道府県内の各自治体窓口からの相談に応え（コンサルテーション）、また自治体窓口に出向くなどにより連携・協働して支援を行うことができ、人材育成にもつながると思われる。その仕組みの有効性や手立てについて警察庁から各都道府県に示し、勧奨していただきたい。</p>	A	警察庁	<p>（地方公共団体における総合的対応窓口等の充実の促進） ・警察庁において、地方公共団体に対し、都道府県・政令指定都市犯罪被害者等施策主管課室長会議の開催、地方公共団体の職員を対象にした研修、「犯罪被害者等施策メールマガジン」の発信等を通じて、犯罪被害者等に適切な情報提供等を行う総合的対応窓口における好事例や犯罪被害者支援における先進的・意欲的な取組事例等を提供するとともに、総合的対応窓口等の相談窓口機能の充実を要請する。</p> <p>（地方公共団体における専門職の活用及びこれらとの更なる連携・協力の充実・強化） ・警察庁において、地方公共団体に対し、犯罪被害者等の生活支援を効果的に行うため、犯罪被害者支援分野における社会福祉士、精神保健福祉士、公認心理師及び臨床心理士等の専門職の活用を働き掛ける。また、犯罪被害者等が早期に専門職につながるよう、地方公共団体における総合的対応窓口と関係機関・団体との更なる連携・協力の充実・強化を要請する。</p> <p>（地方公共団体間の連携・協力の促進等） ・警察庁において、各都道府県内における市町村の連携・協力の促進を図るため、都道府県による市町村の犯罪被害者支援担当者を集めた研修の実施等に協力する。また、地方公共団体をまたいで連携・協力が必要な事案が発生した際に備えて、各地方公共団体における犯罪被害者支援に関するコンタクト・ポイントを一覧にまとめた資料を整備し、地方公共団体間の情報の共有化を促進する。 【警察庁】</p>	152
374	<p>【都道府県警察における社会福祉士等の配置推進】 都道府県警察（犯罪被害者支援室）に臨床心理士の配置は多いが、社会福祉士や精神保健福祉士等を配置することにより、犯罪被害者からの相談に対し、福祉制度の活用や他機関との円滑な連携などが可能となる。</p>	A	警察庁	<p>・警察庁においては、地方公共団体に対し、犯罪被害者等の生活支援を効果的に行うため、犯罪被害者支援分野における社会福祉士、精神保健福祉士等の専門職の活用を働き掛けているところ、犯罪被害者等からの生活支援に関する相談については、都道府県警察において、引き続き、地方公共団体等との連携・協力を図りながら対応するよう、引き続き、都道府県警察を指導してまいりたい。 【警察庁】</p>	152
375	<p>【地方公共団体における専門職の活用及びこれらとの異なる連携・協力の充実・強化】 専門職の活用、連携・協力のさらなる充実・強化が必要である。施策としてあげられているが、その予算措置の不足により、専門職の活用は進んでいない現状がある。被害者の利用しやすい地方公共団体の総合的対応窓口に対応の改善のためには福祉職等の専門家の配置が重要である。精神障害者福祉分野では、都道府県がアドバイザーという形で専門家を派遣し相談支援体制を確立してきた。犯罪被害者支援分野についても、都道府県の地域生活支援事業の予算強化により、都道府県、市町村の窓口における専門職アドバイザー制度の推進が必要である。 特に、地方公共団体で「犯罪被害者支援条例」が進められている中で、地域によっては、民間支援団体にコーディネーターを設置するところもある。このような地方公共団体における被害者支援施策の推進には、関連機関の連携が必須である。このような連携機能の充実ですでに改正児童虐待防止法で強化されたものである。犯罪被害者についても、連携と、人権に配慮した情報の共有を訴えることが必要である。</p>	A	警察庁	<p>（地方公共団体における専門職の活用及びこれらとの更なる連携・協力の充実・強化） ・警察庁において、地方公共団体に対し、犯罪被害者等の生活支援を効果的に行うため、犯罪被害者支援分野における社会福祉士、精神保健福祉士、公認心理師及び臨床心理士等の専門職の活用を働き掛ける。また、犯罪被害者等が早期に専門職につながるよう、地方公共団体における総合的対応窓口と関係機関・団体との更なる連携・協力の充実・強化を要請する。 【警察庁】</p>	152

376	<p>【アドバイザー派遣事業の活用】 地方公共団体の犯罪被害者等支援に専門職を活用することが第3次基本計画で明記されたが、その活用は進展していない。そこで、地方公共団体（都道府県）において、精神保健福祉士、社会福祉士等を、犯罪被害者支援分野で既存の社会制度やサービスのケアマネジメント等を熟知した専門家として派遣し、総合的対応窓口の体制整備及び困難事例等の対応助言に当たってもらう仕組みを創設することを提案する。当該アドバイザー派遣事業は、既に精神障害者の退院促進事業等でも活用されており、地方公共団体の生活困難を有する人々への専門的支援の拡充につながっている。</p>	A	警察庁	<p>（地方公共団体における総合的対応窓口等の充実の促進） ・警察庁において、地方公共団体に対し、都道府県・政令指定都市犯罪被害者等施策主管課室長会議の開催、地方公共団体の職員を対象にした研修、「犯罪被害者等施策メールマガジン」の発信等を通じて、犯罪被害者等に適切な情報提供等を行う総合的対応窓口における好事例や犯罪被害者支援における先進的・意欲的な取組事例等を提供するとともに、総合的対応窓口等の相談窓口機能の充実を要請する。</p> <p>（地方公共団体における専門職の活用及びこれらとの更なる連携・協力の充実・強化） ・警察庁において、地方公共団体に対し、犯罪被害者等の生活支援を効果的に行うため、犯罪被害者支援分野における社会福祉士、精神保健福祉士、公認心理師及び臨床心理士等の専門職の活用を働き掛ける。また、犯罪被害者等が早期に専門職につながるよう、地方公共団体における総合的対応窓口と関係機関・団体との更なる連携・協力の充実・強化を要請する。 【警察庁】</p>	152
379	<p>【市町村と都道府県または都道府県警察との連携について、好事例、先進的取組の情報提供】 都道府県と市町村の連携体制の底上げや強化が図られることで、市町村の取組が進むことが期待される。市町村との連携に特化した内容を警察庁においてとりまとめ、都道府県や都道府県警察に情報提供すれば、類似の取組の広がりが期待される。市町村の取組推進や意識向上には、都道府県の果たす役割が大きく、個別事案での市町村と連携した支援は、都道府県警察犯罪被害者支援室が関与することが多い。</p>	A	警察庁	<p>（地方公共団体における総合的対応窓口等の充実の促進） ・警察庁において、地方公共団体に対し、都道府県・政令指定都市犯罪被害者等施策主管課室長会議の開催、地方公共団体の職員を対象にした研修、「犯罪被害者等施策メールマガジン」の発信等を通じて、犯罪被害者等に適切な情報提供等を行う総合的対応窓口における好事例や犯罪被害者支援における先進的・意欲的な取組事例等を提供するとともに、総合的対応窓口等の相談窓口機能の充実を要請する。 【警察庁】</p>	154
380	<p>【自治体の自覚促進】 被害者等への長期にわたる途切れのない支援こそ、自治体の担うところであることを認識するよう国から自治体に働きかけていただきたい。</p>	A	警察庁	<p>・警察庁において、地方公共団体に対し、都道府県・政令指定都市犯罪被害者等施策主管課室長会議の開催、地方公共団体の職員を対象にした研修、「犯罪被害者等施策メールマガジン」の発信等を通じて情報提供する際には、個々の施策と併せ、犯罪被害者等基本法等に掲げられている基本理念についても伝えていくところであり、引き続き、地方公共団体に対し、働き掛けてまいりたい。 【警察庁】</p>	

388	<p>【公費によるコーディネーター育成】 コーディネーターの育成につき、スタッフの自費ではなく、公費で行えるようになってほしい。支援に関わる職場ではコーディネーターを設置することを義務化してほしい。</p>	A	警察庁	<p>・警察庁において、民間被害者支援団体に対する相談業務の委託に要する経費として、相談員の研修に要する経費を含め、令和2年度には約1億2,000万円（都道府県警察補助金）を措置しているところ、引き続き、これらの予算が適切に活用されるよう、都道府県警察を指導してまいりたい。</p> <p>・警察庁においては、犯罪被害者支援団体に対し、同団体が行う研修内容への助言や研修に対する講師派遣等の協力をし、犯罪被害者等に対する支援全般（必要な支援についての相談・情報提供、適切な機関・団体への橋渡し等）をマネジメントするコーディネーターとしての役割を果たせる人材の育成を支援しているところ、引き続きこれらの取組を行うことにより、コーディネーターの育成を支援してまいりたい。</p> <p>・一般職地方公務員の採用、配置等は、地方自治法や地方公務員法により規定されており、各地方公共団体において判断されるべきことから、犯罪被害者支援にかかる職場にコーディネーターを設置することを義務化することは難しいが、警察庁において、地方公共団体に対し、総合的対応窓口等の充実の促進と専門職の活用等について、引き続き、要請してまいりたい。</p> <p>【警察庁】</p>	164 221
389	<p>【コーディネーターについての明文化】 犯罪被害者等支援に関し、コーディネイト役の必要性が全国的に認識されている中、次年度ではその役割の具体的な概念・業務内容・立場等を具体的に詰めて行き、明文化し、養成を始めてほしい。</p>	A	警察庁	<p>（コーディネーターとしての役割を果たせる民間支援員の養成への支援）</p> <p>・警察庁においては、犯罪被害者支援団体に対し、犯罪被害者等支援のための諸制度を所管する省庁の協力を得て、同団体が行う研修内容への助言や研修に対する講師派遣等の協力をし、性犯罪被害者を含めた犯罪被害者等に対する支援全般（必要な支援についての相談・情報提供、適切な機関・団体への橋渡し等）をマネジメントするコーディネーターとしての役割を果たせる人材の育成を支援しているところ、引き続きこれらの取組を行うことにより、コーディネーターの育成を支援してまいりたい。なお、施策番号164において、コーディネーターについての一定の定義はなされているところである。</p> <p>【警察庁】</p>	164 221
396	<p>【被害者支援連絡協議会への被害者参加等】 既に各都道府県レベルで被害者支援連絡協議会が設置されているが、これは関係機関代表者会議のような位置づけとなっている。また、警察署ごとの被害者支援地域ネットワークは、警察署が中心のため、生活支援に関する機関連携の弱さが課題として挙げられる。児童福祉法に基づく、要保護児童対策地域協議会（要対協）のような情報の取扱いに関する規定も含むような地域支援協議会の設置の検討を願いたい。広範囲で遭遇する事件発生の際の引き継ぎや連携等についても、機能するようなネットワーク体としての協議会が求められる。</p> <p>また、被害者支援連絡協議会及び被害者支援地域ネットワークに参加する委員に、犯罪被害者等の更なる生活再建のためには生活支援の視点が欠かせず、その専門職を入れる意義がある。また、そもそも当事者の視点なくして施策を進めることは問題である。そのため、生活、医療、裁判等多岐にわたる分野について、具体的な事案に応じた対応力の向上を図るために、各都道府県の協議会・ネットワークに、最低1名は精神保健福祉士、社会福祉士、保健師等の生活支援の専門職のいずれかが加わるよう推進していただきたい。また当事者（本人、家族、遺族）も最低1名は加わるよう推進していただきたい。</p>	A	警察庁	<p>・犯罪被害者等に対する総合的な支援を行うため、被害者支援連絡協議会及び被害者支援地域ネットワークが設立されているところであり、新たな協議会を設置する必要性は現状認識していない。御指摘を踏まえ、被害者支援連絡協議会及び被害者支援地域ネットワークについて、メンバー間の連携を図るとともに、相互の協力を強化し、生活、医療、裁判等多岐にわたる分野について、実践的なシミュレーション訓練の実施等を通じて具体的な事案に応じた対応力の向上を図ってまいりたい。なお、御指摘の要保護児童対策地域協議会に関する規定のように、個人情報保護についての規定を設けていることは重要であると認識している。</p> <p>また、会員構成については、地域の実情に応じて検討されているところ、警察庁からは、社会福祉協議会や精神保健福祉センター等を主な参加機関の例示として示しており、引き続き会員構成についても適切に配慮することを指導してまいりたい。</p> <p>【警察庁】</p>	167

397	<p>【被害者支援連絡協議会の法的根拠】 連絡協議会は、各県にあり、自治体、警察、弁護士会、被害者支援機関等が加入しており、連携を図る事が協議会の活性化を促進し、被害者遺族等に必要な連携がスムーズに行われるので、被害者支援連絡協議会の法的根拠を持たせ、任務の内容を規定する事で、より積極的な活動を推進することができる。</p>	A	警察庁	<p>・被害者支援連絡協議会の活性化に当たっては、条例を含め、法令において設置規定等を設けるなど様々な在り方が考えられるところであるが、いずれにしても、被害者支援連絡協議会は、都道府県ごとに設置をされ、地域の実情に応じて運営されてきた経緯を踏まえ、引き続き、各都道府県の被害者支援連絡協議会ごとに、メンバー間の連携を図るとともに、相互の協力を強化し、生活、医療、裁判等多岐にわたる分野について、具体的な事案に応じた対応力の向上を図ってまいりたい。 【警察庁】</p>	167
405	<p>【保護観察官と保護司の研修等】 担当の保護観察官の異動が多く、担当者によって対応の差がある。被害者担当保護観察官と保護司の支援と研修を充実させ、それを被害者側の保護の充実につなげてほしい。被害者支援についての理解と知識を有する保護観察官と保護司の増員を行うとともに、加害者側の社会復帰サポートのノウハウを被害者支援にも生かし、より被害者の社会復帰を促進するよう、保護観察官と保護司の職掌拡充を図ってほしい。</p>	A (増員関係はC)	法務省	<p>※増員関係をCとした理由 増員については、犯罪被害者等施策の枠内に止まらないテーマであることから、見直しの場で検討することは困難。</p> <p>・法務省において、被害者担当の保護観察官及び保護観察所に配置されている被害者担当保護司に対して、様々な犯罪被害者等やその支援に携わる実務家による講義の実施等、犯罪被害者等の置かれている現状や心情等への理解を深めるとともに、適切な対応を確実にを行うことを目的とした研修を実施しているところ、引き続き、研修内容の充実により被害者担当の保護観察官及び被害者担当保護司のスキルアップを図り、二次的被害の防止を徹底するとともに、適正な被害者等施策の実施に努める。 【法務省】</p>	180 181
406	<p>【担当官の聴取能力の強化と支援制度の拡充】 心情等を聴取する被害者担当の保護観察官等は、犯罪被害者等が置かれている状況を十分に把握し、また、犯罪被害者等の心情等に関する専門的知識を身に付けて、犯罪被害者等の心情等を適切に聴取できるよう研鑽を重ねる必要がある。また、犯罪被害者支援員や犯罪被害者支援に精通した弁護士等がこれを支援することも積極的に推奨されるべきであり、これらを支える法制度が用意されるべきである。</p>	A	法務省	<p>・法務省において、被害者担当の保護観察官及び保護観察所に配置されている被害者担当保護司に対して、様々な犯罪被害者等やその支援に携わる実務家による講義の実施等、犯罪被害者等の置かれている現状や心情等への理解を深めるとともに、適切な対応を確実にを行うことを目的とした研修を実施しているところ、引き続き、研修内容の充実により被害者担当の保護観察官及び被害者担当保護司のスキルアップを図り、二次的被害の防止を徹底するとともに、適正な被害者等施策の実施に努める。</p> <p>・日本司法支援センターにおいて、犯罪被害者支援の窓口となる犯罪被害者等への情報提供を担当する職員に対して、犯罪被害者等の心情等への理解を深め、心情等を適切に聴取できるよう研修を実施するとともに、引き続き、弁護士会等と連携して、犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士の確保に努め、犯罪被害者等の個別の状況に応じた必要なサービスが提供できるよう、弁護士の紹介体制の整備に努める。 【法務省】</p>	2 106 180 181 202

418	<p>【警察に相談しづらい被害者に対する支援】 性暴力被害については、7～8割が親族をはじめとする顔見知り加害者であり、被害を申告しても、顔見知りからの被害は「事件性がない」と判断されてしまうことも多く、「犯罪被害者等」の支援の対象となることが難しい場合も多い。警察の判断で支援の対象を決めるのではなく、例えばワンストップ支援センターやDV防止センター、児童相談所に相談していることを条件にするなど、より幅広く対応してほしい。</p>	A	内閣府 警察庁 法務省 厚労省	<ul style="list-style-type: none"> ・性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターでは、医療的支援、法的支援、相談を通じた心理的支援などを地域の関係機関と連携しながら、実施している。 【内閣府】 ・警察においては、被害届の提出等がないことを理由として、被害者支援の対象としないことはなく、例えば、性犯罪被害の医療費等の公費負担については、個々の事案において、申告内容等を総合的に判断して、性犯罪被害を認められる場合に行っている。 これらの性犯罪被害者に対する支援が適切に行われるよう、引き続き都道府県警察を指導していく。 【警察庁】 ・法務省においては、保護観察所の被害者担当の保護観察官及び被害者担当保護司の協働態勢の下、犯罪被害者等の悩みや不安を傾聴し、そのニーズに応じて、適切な関係機関・団体等への紹介を行うなどしているところ、今後も関係機関・団体等との連携・協力を深めるなどし、支援内容の充実を図る。 ・法務省の人権擁護機関では、性暴力の被害にあったという相談があれば、事件性の有無にかかわらず、相談者の意向を踏まえて適切に対応しているところ、引き続き適切かつ十分な対応に努める。 ・日本司法支援センターにおいて、地方事務所ごとに被害者支援連絡協議会やその分科会等に参加し、意見交換・意見聴取、事例検討をするなどして、関係機関・団体との連携・協力関係の維持・強化を図り、犯罪被害者等の特性や個別事情に応じた支援ができるよう体制整備に努める。 【法務省】 ・婦人相談所においては、事件性の有無に関わらず、DV被害、ストーカー被害、性暴力被害など様々な困難な問題を抱える女性からの相談に対応しているところである。 【厚労省】 	160 180 182 201 204 209 242
426	<p>【外国人向け被害者支援制度等の周知】 旅行者及び居住外国人を含めた、全国共通の外国人向けの「被害者支援制度等記載の手引き」及び民間支援団体を含めた各県関係機関等の周知方策の支援充実を要望する。</p>	A	警察庁	<ul style="list-style-type: none"> ・警察において、都道府県における外国人犯罪被害者等の多寡等の実情を踏まえて作成・配布している外国語版の「被害者の手引」について、関係機関・団体の犯罪被害者等支援のための制度等を含め、その内容の充実、見直しを図りつつ、その確実な配布やウェブサイトにおける紹介に努める。 【警察庁】 	208
427	<p>【海外での犯罪被害者や外国人被害者への支援体制整備】 海外で被害を受けた人の支援や日本国内で被害を受けた外国人に対する支援体制に力を入れるべきである。</p>	A (海外での 犯罪被害者 はB)	警察庁 外務省	<ul style="list-style-type: none"> ・警察において、都道府県における外国人犯罪被害者等の多寡等の実情を踏まえて作成・配布している外国語版の「被害者の手引」について、その内容の充実、見直しを図りつつ、その確実な配布やウェブサイトにおける紹介に努める。 【警察庁】 	208
428	<p>【在住外国人被害者等のための通訳者の育成、研修】 一般の通訳者では法律用語などの専門用語の通訳が難しいことが多い。被害者支援関連知識を持つ通訳者の育成、研修を行ってほしい。</p>	A	警察庁	<ul style="list-style-type: none"> ・通訳者が、事情聴取等に従事する場合においては、引き続き犯罪被害者等の心情に十分配慮した対応がなされるよう努めてまいりたい。 【警察庁】 	208

<p>430</p>	<p>【障害児者への対応に関する研修等】 障害児者の性暴力被害、加害の事例も多く、被害申告の難しさや事例への対応において関係機関が障害の特性の理解が不可欠であるが、必ずしも情報が共有されておらず、専門的な研修も不十分である。実態を調査した上で、実態に基づいた支援策、研修等の施策が求められている。</p>	<p>A</p>	<p>・警察、検察、ワnstopp支援センターなどの関係者が、障害者など様々な被害者への適切な対応や支援を行えるよう、関係機関において協力しつつ、令和3年度から速やかにワnstopp支援センターにおける性暴力被害者に対する支援実態等に関する調査研究等を行うとともに、研修を実施することとしている。 【内閣府】</p> <p>・警察においては、障害者の特性を踏まえた適切な性犯罪捜査及び被害者支援を推進するため、専門的知見を有する講師等を招いて講義を行うなど、職員に対する研修を実施しているところであり、引き続き、これを実施してまいりたい。 ・警察においては、犯罪の被害に遭った少年に対し、警察本部に設置された少年サポートセンター等に所属する少年補導職員を中心としてカウンセリング等の継続的支援を行っており、対象少年に応じ、保護者の同意を得た上で、学校その他の関係機関と連携するとともに、平素から、児童相談所、少年鑑別所、カウンセリング専門機関、医療機関等とのネットワークの構築に努めている。 また、支援に当たっては、大学の研究者、精神科医、臨床心理士等の専門家を被害少年カウンセリングアドバイザーとして委嘱し、支援を担当する職員が専門的な助言を受けることができるようにしているほか、支援に関わる職員の専門的な知識・技能の向上を図るため、学校教養、研修会等の実施に努めるとともに、専門性を有するカウンセリングに必要な資格取得に向け、部外の研修会、認定試験等への参加促進に配慮しており、今後とも、関係機関と連携した被害児童に対する継続的支援を実施するとともに、各種研修等を通じた警察職員の専門性の向上を図っていく。 【警察庁】</p> <p>・法務省においては、検察官に対する各種研修等の機会において、性犯罪に直面した被害者の心理や障害者の特性に応じた対応等に関する理解を深めさせる取組を行っており、引き続きこの取組を適切に行う。</p> <p>・法務省においては、被害者担当の保護観察官及び保護観察所に配置されている被害者担当保護司に対して、様々な犯罪被害者等やその支援に携わる実務家による講義の実施等、犯罪被害者等の置かれている現状や心情等への理解を深めるとともに、適切な対応を確実にを行うことを目的とした研修を実施しているところ、引き続き、研修内容の充実により被害者担当の保護観察官及び被害者担当保護司のスキルアップを図り、二次的被害の防止を徹底するとともに、適正な被害者等施策の実施に努める。</p> <p>・法務省の人権擁護機関では、人権相談に対応する法務局、地方法務局の職員に対して、障害者、児童からの相談も含め、相談者の置かれた立場を十分に理解し、人権問題全般に対して適切に対応できるよう、各種研修を実施しているところ、引き続き適切かつ十分な研修等の実施に努める。</p> <p>・日本司法支援センターにおいて、犯罪被害者支援の窓口となる犯罪被害者等への情報提供を担当する職員に対して、犯罪被害者等の特性を理解した対応ができるよう研修を実施する。</p> <p>・なお、「関係機関」にあげられる機関が必ずしも明確ではないが、「日本弁護士連合会」や「弁護士会」など弁護士自治が認められている機関に対しては、行政機関において実態調査の実施や実態調査に基づいた支援策、研修等の施策を講じることは困難である。 【法務省】</p>	<p>101～105 106 181 182 209 242</p>
------------	---	----------	--	---

				<ul style="list-style-type: none"> ・特別支援学校学習指導要領において準ずるとしている小・中・高等学校学習指導要領特別活動において、事件や事故、災害等から身を守り安全に行動することが明記されていることから、これらの周知を図るとともに、必要に応じて関係機関とも連携してまいりたい。 【文科省】 ・婦人相談所等で行う婦人相談員における「相談・支援指針」において、障害者からの相談・支援における留意事項を示しており、適切な相談対応が行われるよう、引き続き周知していく。 【厚労省】 	
433	【被害が潜在化しやすい犯罪被害者等に対する相談体制の充実及び理解の促進】 性暴力被害について理解の促進を図る際には人権教育、ジェンダー平等の視点を持ったものにしてほしい。	男女 (A)	内閣府 警察庁 法務省 文科省 厚労省 国交省	※第5次男女共同参画基本計画を踏まえて検討	209 242
435	【障害児者に関する調査】 障害児者における犯罪被害実態調査を実施してほしい。	A	警察庁 法務省 厚労省	<ul style="list-style-type: none"> ・障害児者における犯罪被害実態調査は、障害児者の特性に配慮することが不可欠であり、そのためには専門的知見等が必要であることから、関係府省庁や民間の支援団体等から意見等を伺いつつ、具体的な実態把握の方法について検討してまいりたい。 【警察庁】 ・法務省においては、従前から、各種犯罪による被害の動向及び犯罪被害者に関する各種施策についての調査を行っているところであるが、今後も、引き続き、障害児者等の犯罪被害者の特性に応じた被害実態の調査・分析を実施する方向での検討も含め、各種犯罪による被害の動向及び犯罪被害者に関する各種施策についての調査を行ってまいりたい。 【法務省】 ・厚生労働省では、犯罪被害実態については調査していないが、都道府県・市区町村における障害者虐待事例への対応状況等について、毎年度調査・公表している。 【厚労省】 	210 212

441	<p>【民間の団体の研修に対する支援】 民間団体における研修において、ケース検討、スーパービジョンなどの実践的なものや当事者の話を聞く、連携を広げるための研修等が全国的に行えるかといのではないか。</p>	A	<p>警察庁 法務省 文科省 厚労省 国交省</p>	<p>(コーディネーターとしての役割を果たせる民間支援員の養成への支援) ・警察庁において、犯罪被害者支援団体に対し、犯罪被害者等支援のための諸制度を所管する省庁の協力を得て、同団体が行う研修内容への助言や研修に対する講師派遣等の協力を行い、性犯罪被害者を含めた犯罪被害者等に対する支援全般(必要な支援についての相談・情報提供、適切な機関・団体への橋渡し等)をマネジメントするコーディネーターとしての役割を果たせる人材の育成を支援する。また、地域における犯罪被害者等支援体制の整備を促進するため、地方公共団体職員のほか民間支援員も参加する研修の実施に努める。 【警察庁】</p> <p>・全国の法務少年支援センターにおいては、少年鑑別所法に基づく地域援助として、民間団体を含めた関係機関からの依頼に応じて、ケース検討会等につき職員を派遣しており、引き続き、同取組を推進していく。 【法務省】</p> <p>・現行計画の施策番号222では、文科省において民間の団体に対して研修等への講師の派遣等への支援との記載はあるが、今回の要望は研修の中身／あり方に関するものであり、その要望に対応する施策・取組ということでは、現時点では当省において該当するものがないところ。今後、基本計画の見直しに際しては、主担当となる他府省庁から具体的な観点を示された場合に、求めに応じて検討を行う。 【文科省】</p> <p>・厚生労働省においては、第3次計画に記載の施策番号224を踏まえ、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体への財政的援助の充実に努めるとともに、それらの団体の活動に関する広報、犯罪被害者等の援助に携わる民間の者の研修に関する講師の手配・派遣、会場借り上げ等の協力等の支援を行う。 【厚労省】</p> <p>・公共交通事故被害者や自動車事故被害者の救済に関する講演等の開催を通じ、関連団体が実施する研修や取組に協力する。 【国交省】</p>	222 224
-----	--	---	--	--	------------

447	<p>【犯罪被害者等電話サポートセンターへの支援】 第3次犯罪被害者等基本計画の重点課題「支援のための体制整備への取組」において表記された「犯罪被害者等の誰もが、望む場所で、必要なときにいつでも、情報の入手相談ができ・・・」に対応するためには、相談窓口の継続的な広報のほか、盤石な相談受理体制の確立が求められるところ、各支援団体それぞれが自前で夜間・休日体制を確立することは人的・財政的にも大きな負担となり、ひいては本来注力すべき事案に対して、支援が行き届かない事態もまねきかねない。 その一方で新たに開設されたナビダイヤルであれば、全国統一となる電話番号のもと、相談を求める者に対して、合理的な対応が可能であることから、制度に対する預保納付金等による公的な財政支援を求める。</p>	A (預保納付金関係はC)	警察庁 財務省 金融庁	<p>※預保納付金関係をCとした理由 預保納付金は、振り込め詐欺等の被害金を原資とするものであり、減少していくことが望ましい。</p> <p>・御要望については、公益社団法人全国被害者支援ネットワークにおいて開設された「犯罪被害者等電話サポートセンター」のことと史料するが、本取組に対しては、預保納付金事業において助成が行われていると承知しているところ、民間被害者支援団体に対する財政的援助については、警察庁としてどのような援助が可能か引き続き検討してまいりたい。 【警察庁】</p>	18 224 226 231
449	<p>【企業や個人による寄付に対する税軽減制度の検討】 京都アニメーション放火殺人事件を契機に、同社への寄付に関する税の軽減措置が経済産業省で検討されているようだが、同社だけを特例とするのではなく、他の事件でも適用できるよう制度の検討を継続していただきたい。</p>	A	内閣府	<p>・特定非営利活動法人に関しては、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）を所管する内閣府において、令和2年度税制改正をはじめとした累次の改正により拡充されている特定非営利活動法人に関する寄附税制の活用促進や特定非営利活動促進法の円滑な施行に努める。また、犯罪被害者等の援助を行う特定非営利活動法人等も含めた、全国の特定非営利活動法人の情報を検索できるホームページの管理・運用を行うなど、市民活動に関する情報提供に努める。 【内閣府】</p>	229
456	<p>【被害者等総合相談対応センターの創設】 地方公共団体のうち、都道府県及び政令指定都市には、「被害者等総合相談対応センター」機能を設置して頂きたい（例えば、精神保健福祉センターなどに機能設置しても良い）。当該センターでは、被害者事案（犯罪被害、交通事故、その他事故、子ども虐待、障がい者虐待、高齢者虐待、DV、ハラスメント、火災、被災等）を総合的に取り扱うこととし、対人援助職に関わる専門職（福祉職、医療職もしくは心理職、法律家等）を専従職員として3名以上の配置が望ましい。当該センターの機能を基幹型として、市町村の総合窓口や民間団体支援窓口等への助言指導や連携を行うことを進め、市町村の機能向上を図る。 なお、被害者等総合相談対応センターの創設を先行する場合、被害者支援の包括支援の体制を整備できる規模の市町村をバックアップしていくべきであろう。</p>	A	警察庁 厚労省	<p>・御要望の「被害者等相談対応センター」については、犯罪被害者施策に限られない幅広い内容であり、計画への反映は困難であるが、市町村の総合対応窓口の機能向上やそのバックアップ体制の整備については、引き続き、警察庁において、地方公共団体に対し、総合対応窓口の機能の充実・強化について要請し、様々な機会を通じて、先進的・意欲的な取組事例を情報提供してまいりたい。 【警察庁】</p> <p>・現行制度においては、各分野の専門相談機関ごとに専門職員を配置し、相談機関を設置しており、相談内容によっては、関係機関が連携し対応している。被害者等総合相談対応センターとして設置するかどうかについては、各地方公共団体の裁量によるものであり、国として対応することは困難であると考えているが、警察庁等において、被害者等総合相談対応センターに係る施策を講じる場合には、必要に応じて適切な協力を行ってまいります。 【厚労省】</p>	

459	<p>【危機管理としての被害者支援の在り方】 テロや無差別殺傷事件のように被害者が多数に上る事件・事故においては、地域社会に大きな不安を与えるとともに、国民の強い関心を喚起する。こうした事件事故においては、被害者やその家族も広域に所在し、場合によっては外国在住の者も含まれる。こうした事件への対処には、危機管理の一環として、迅速・効果的な被害者支援の展開が望まれる。しかし、警察は、捜査や事案処理のため多忙を極め、特に小規模警察においては被害者支援体制を確立することには相当の困難を伴うものと思われる。そこで、こうした事件事故の発生に備えて自治体や民間団体等を含めた被害者支援体制の確立のための訓練、研修、協定の締結（条例化）等に取り組む必要があると考える。</p>	A	警察庁 法務省	<p>・警察においては、被害者支援連絡協議会等の場を活用して、地方公共団体等との連携を図るとともに、相互の協力を強化し、生活、医療、裁判等多岐にわたる分野について、実践的なシミュレーション訓練の実施等を通じて具体的な事案に応じた対応力の向上を図ってまいりたい。</p> <p>（地方公共団体における総合的かつ計画的な犯罪被害者支援の促進） ・地方公共団体における犯罪被害者等の視点に立った総合的かつ計画的な犯罪被害者支援に資するよう、警察庁において、専ら犯罪被害者等の支援に関する事項について定めた条例及び犯罪被害者支援のための実効的な事項を盛り込んだ条例又は計画・指針を始め、犯罪被害者等に関する条例の制定又は計画等の策定状況について適切に情報提供を行う。</p> <p>（地方公共団体間の連携・協力の促進等） ・警察庁において、各都道府県内における市町村の連携・協力の促進を図るため、都道府県による市町村の犯罪被害者支援担当者を集めた研修の実施等に協力する。また、地方公共団体をまたいで連携・協力が必要な事案が発生した際に備えて、各地方公共団体における犯罪被害者支援に関するコンタクト・ポイントを一覧にまとめた資料を整備し、地方公共団体間の情報の共有化を促進する。 【警察庁】</p> <p>・検察庁において、各地方検察庁に被害者支援員を配置し、被害者の方々からの様々な相談への対応を行うほか、被害者の方の状況に応じて、精神面、生活面、経済面等の支援を行っている関係機関や団体等の紹介をするなどの支援活動を行っている。また、法務省においては、臨床心理士等の専門家を招き、これらの被害者支援員を対象として、関係機関との連携を含む犯罪被害者の保護・支援についての講義を実施し、犯罪被害者に対して適切な対応を行うための研修の充実を図っている。引き続き、このような研修を通じて、被害者支援体制の確立に努める。</p> <p>・法務省においては、保護観察所の被害者担当の保護観察官及び被害者担当保護司の協働態勢の下、犯罪被害者等の悩みや不安を傾聴し、そのニーズに応じて、適切な関係機関・団体等への紹介を行うなどしているところ、今後も関係機関・団体等との連携・協力を深めるなどし、支援内容の充実を図る。</p> <p>・日本司法支援センターにおいて、地方事務所ごとに被害者支援連絡協議会やその分科会等に参加し、意見交換・意見聴取、事例検討をするなどして、関係機関・団体との連携・協力関係の維持・強化を図り、犯罪被害者等の特性や個別事情に応じた支援ができるよう体制整備に努める。 【法務省】</p>	101～105 180 203 217 218
-----	---	---	------------	--	-------------------------------------

461	<p>【支援における時期別の役割分担】</p> <p>京都アニメーション放火事件のように、同時に多数の被害者が生じる事件であればある程、初期の被害者支援は警察組織の人的資源を以ってしなければ対応できないのが現実である。また、捜査上の情報管理の必要性からも初期支援に当たるのは警察であるのが望ましい面があるものと推察する。</p> <p>そこで、初期支援は警察、中長期的な支援は都道府県知事部局や市町村、そして、その間、途切れることなく繋いでいくものが早期援助団体であるという基本的な役割分担を明確にし、基本計画にもその旨を記載しておくべきと考える。</p>	A	警察庁	<p>・警察において、法務省、文部科学省、厚生労働省及び国土交通省の協力を得て、各都道府県警察・警察署レベルで設置している知事部局、地方検察庁、弁護士会、医師会、臨床心理士会、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体等をメンバーとする被害者支援連絡協議会及び被害者支援地域ネットワークについて、メンバー間の連携を図るとともに、相互の協力を強化し、就職等の生活支援を始め、医療、裁判等多岐にわたる分野について、具体的な事案に応じた対応力の向上を図る。</p> <p>・被害直後から地方公共団体における生活支援が必要な場合も想定されるところ、犯罪被害から経過した時期により犯罪被害者等の支援を実施する関係機関・団体の役割を明確に切り分けるのではなく、犯罪被害者等に対する支援は、犯罪被害から経過した時期にかかわらず、関係機関・団体が連携し、重層的に支援を行うことが重要であると考えられている。</p> <p>【警察庁】</p>	
462	<p>【広域にわたる犯罪等に備えた訓練の実施】</p> <p>犯罪被害者に関する法律や施策は多岐にわたっている。様々な施策が国として推進されるようになったことは望ましいことだが、犯罪の発生する状況や被害者の状況は多様であり、その多様性に対応するためには、地域においてあるいは地域を超えた被害者支援機関の連携が必要である。</p> <p>具体的には、近年増加している深刻な児童虐待への対応にあたっては、背景にある配偶者・パートナー暴力の理解と対応が必須であり、児童相談所だけでなく、配偶者暴力相談支援センター、警察との連携が必要となる。また、被害者が広域における犯罪（秋葉原殺傷事件や、京都アニメーション放火殺傷事件等）においては、被害発生地域以外の被害者やその家族、遺族の、在住地域における被害者支援機関や行政機関、医療機関の連携が重要である。</p> <p>このような広域のネットワークは事件毎では間に合わないことから、平時より想定事例等でシミュレーション等を行うなどの準備が必要と考えられる。特に2020年の東京オリンピック時に当たっては、国内におけるテロ事件の発生や、それに伴う海外の被害者を想定することも必要であると考えられる。</p>	A	内閣府 警察庁 総務省 法務省 厚労省	<p>・被害者（子ども含む。）に対する保護、支援をより適切に行うため、配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所等のDV対策に関連性を有する関係機関による協議会等の設置・活用を促進する。また、配偶者暴力相談支援センター、児童相談所等を対象として、DVと児童虐待の特性、関連性等に関する理解の促進を図るための官民連携による研修等を実施する。</p> <p>【内閣府】</p> <p>・御指摘を踏まえ、被害者の居住地が事件発生地と異なる都道府県であった場合であっても、都道府県警察間の連携を図りながら、各都道府県の被害者支援連絡協議会等の場を活用して、地方公共団体、民間被害者支援団体、医療機関等との連携を図るとともに、相互の協力を強化し、生活、医療、裁判等多岐にわたる分野について、実践的なシミュレーション訓練の実施等を通じて具体的な事案に応じた対応力の向上を図ってまいりたい。</p> <p>【警察庁】</p> <p>・2020年東京オリンピック等の大規模イベント開催を見据え、大規模なテロ等への対応能力を高めるため、国、地方公共団体、警察、消防、自衛隊及びその他関係機関が共同で実施する国民保護共同訓練を積極的に実施しており、東京オリンピックの大会開催会場を想定した図上・実動訓練についても、これまで開催会場を有する都道府県において実施してきたところである。</p> <p>【総務省】</p> <p>・法務省においては、保護観察所の被害者担当の保護観察官及び被害者担当保護司の協働態勢の下、犯罪被害者等の悩みや不安を傾聴し、そのニーズに応じて、適切な関係機関・団体等への紹介を行うなどしているところ、今後も関係機関・団体等との連携・協力を深めるなどし、支援内容の充実を図る。</p> <p>・日本司法支援センターにおいて、地方事務所ごとに被害者支援連絡協議会やその分科会等に参加し、意見交換・意見聴取、事例検討をするなどして、関係機関・団体との連携・協力関係の維持・強化を図り、犯罪被害者等の特性や個別事情に応じた支援ができるよう体制整備に努める。</p> <p>【法務省】</p> <p>・児童虐待への対応について、児童相談所と配偶者暴力相談支援センター、警察等の関係機関との連携を強化する。</p> <p>【厚労省】</p>	180 203

第5 国民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組

要望番号	要望事項	整理案	関係府省庁	検討結果	関連する現 行施策
496	<p>【男性や性的少数者（LGBT）の性暴力被害に関する広報啓発の実施】 男性や性的少数者（LGBT）の性暴力被害について、偏見が根強いいため、幅広い広報啓発が必要である。</p>	A	内閣府 警察庁 法務省	<p>・性犯罪・性暴力被害者の広報にあたっては、被害者の性別にかかわらず、その心情、特性に留意しつつ、実施する。 【内閣府】</p> <p>（被害が潜在化しやすい犯罪被害者等に対する相談体制の充実及び理解の促進） ・各府省庁において、性犯罪被害者や被害児童をはじめ被害が潜在化しやすい犯罪被害者等からの相談に適切に対応できるよう体制の充実と努めるとともに、研修の実施やシンポジウムの開催など様々な機会を通じて、このような犯罪被害者等が置かれている状況等を広く周知し、その理解促進を図り、社会全体で支える機運の醸成に努める。 【警察庁】</p> <p>・法務省の人権擁護機関では、男性や性的少数者（LGBT）を含む犯罪被害者の人権について、「犯罪被害者とその家族の人権に配慮しよう」を強調事項の一つとして掲げ、啓発冊子の配布等、各種人権啓発活動を実施しているところ、引き続き人権啓発活動に取り組む。 【法務省】</p>	247